

事務所だより



写真「あじさい」 撮影者：平山 博久

第77号

発行

黒崎合同法律事務所

北九州市八幡西区黒崎三ーヒアースコート黒崎駅前BLDG. 4F
 電話■093(642)2868・FAX■093(642)2856

暑中お見舞い申し上げます

ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエルによるガザ侵攻に対して国際法違反だと非難していたと思えば、これらの紛争が解決しない状況で、今年に入ってからトランプ大統領が軍隊をベネズエラに派遣して現職大統領を拉致したり、突然イラン本土をイスラエルと共に攻撃して最高指導者を暗殺したり、軍事施設を爆撃するなど、アメリカはアメリカ自身の手で国際法違反を繰り返して、権威主義的国家と同じ行動を取っています。その結果、イランからはホルムズ海峡封鎖という対抗策を講じられて未だに終結のめどは立たず、日本を含む世界経済は大混乱に陥っています。

自国第一主義がはびこって国際協調主義が後退し、自衛のためとする軍拡競争が始まっており、日本もその例外ではありません。軍事力によるのではなく、国際法を守り法治主義の下で国際秩序が保たれることを願ってやみませんなどと、言わなくていい日が来ることを願っています。



弁護士 田邊 匡彦
 弁護士 横光 幸雄
 弁護士 東 敦子
 弁護士 溝口 史子
 弁護士 平山 博久
 弁護士 三苫 和喜
 弁護士 川寄 智紀
 弁護士 安部 千春 (顧問)
 事務局長 原田 博之
 外 事務局員一同

議員の海外視察



弁護士
横光 幸雄

福岡県議会の場合

福岡県議会議員の海外視察が大問題となっています。税金を使った海外視察が2023年8月から2026年1月にかけて計22回、渡航先は、アジア10回（韓国2回、タイ3回、ベトナム2回、中国1回、マレーシア1回、インド1回）アメリカ5回（うちハワイ4回）欧州3回、アフリカ2回、オーストラリア2回、参加の回数是一部の自民党重鎮議員が12回以上と半分を超える視察に参加しています。

旅費も高額です。24年4月にナイロビ、ドバイ、ケープタウンを視察した旅費は1人あたり250万円、同年2月にジュネーブ、ボルドー、パリを視察した時は228万円、航空券はビジネスクラス、ホテルは一泊10万円を超える高級ホテルに宿泊しています。他の視察も含めた議員一人あたりの平均支出は126万円。大名旅行と言っているでしょう。一方で特定の旅行社と随意契約を続けていたことも旅費高額の原因です。

北九州市議会の場合

2018年に北九州市議8名が6日にわたりスペイン、フィンランドを視察しましたが、純粋な視察はわずか10時間、日中から飲酒、買い物、買い物を繰り返しながら訪問するなどさまざまな問題点があったため、住民監査請求を行ったうえ、参加議員らに800万円を返還するよう請求する訴訟を起こしたことがあります。市民オンブズマンである原告は①7泊8日という自由時間の多い日程は相当性を欠く②個別の視察先選定が不合理である③プラド美術館やサグラダファミリアなどの観光地巡りや買物、飲酒をしており観光旅行と評価すべきであるとの主張をしました。

これに対し裁判所は①原告の主張する圧縮日程は、受入先の予定を考慮したものではない②視察先が休日であっても、そこが文化施設であるケールファクトリーの実態の一面を見学したという見方もできる③プラド美術館などの見学が単なる観光と区別し難い面があることは否定で

きないが、文化・スポーツの振興などの重要施策に関わる施設であり計画全体を違法とすることはできない。私的な買物も自由行動時間の合間に行われたもので、基本的には当該議員の自覚ないしモラルの問題である。視察の合間に車窓見学や飲酒を伴う飲食をとったとしても、視察計画全体が違法であると断ずることはできないと議員らに大甘の判決を下しました。法律論としては法的安定性を重視して支出行為全体の適法性を判断するだけでなく、具体的な個別の支出の適否や支出額の相当性について一部違法の理論化が必要だと思いました。

福岡県議会の特徴

北九州市議会の海外視察に比べ今回の県議会議員の視察の特徴は①当初予算をはるかに超える金額の視察費が支出されており②一部の自民党議員が半数を超える回数海外視察をしている③視察後の報告書がほとんど作成されていないことです。

特に公費で視察しながら県民に視察内容を全く報告しないなどあってはならないことです。

海外視察の必要性

議員が海外視察をしなければ政策提案ができないような課題はどのようなものがあるでしょうか。イン

ターネットが普及した現代、海外の現地に行つて調査しなければ判明しないような事実などほとんどないと言つていいでしょう。従つて海外視察の実体は議員の慰安も兼ねた観光旅行となっているのが大半でした。

視察に付随した観光なのか、観光旅行を仮装するための視察なのか、これを一体化させることで支出行為の違法性が回避されるのだとすればかかる行政行為の支出の仕組みそのものを考え直す必要があるのではないかと思われまふ。

ちなみに北九州市では、前述の判決後、それまで慣例となつていた年一回の海外視察をとりやめ、真に必要な性のある場合にのみ実施する取扱いに改められました。

説明責任

いずれにしろ、公費による海外視察の経費支出については、その必要性、相当性とその成果を住民にきちんと説明する責任が課されています。今回の県議会の視察22回のうち12回以上も参加した議員の一人は地元北九州市選出の議員です。来年4月には統一地方選挙がありますが、かかる県議は海外視察の成果を地元住民に説明しなければ、無駄使いの厳しい非難を浴びることになるでしょう。

こども性暴力防止法が スタートします



弁護士 東 敦子

2025年、小学校教員らが女子児童を盗撮し、SNSのグループチャットで画像を共有した事件がありました。学校、保育、塾、スポーツクラブなどのこどもと日常的に関わる現場での性被害が後を絶ちません。

私は犯罪被害者支援の弁護士として、性被害事件を年に数件担当しており、被害者は大人だけではなく、小学生、中学生、高校生が

含まれ、加害者は見知らぬ人ではなく、身近な大人たちでした。

こどもにもたらされる被害は計り知れません。適切なケアを受けなければ長期にわたって苦しみ、人を信頼できなくなる状況が続きます。とにかく被害を防ぎたい：

2026年12月、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組を求める「こども性暴力防止法」が施行されます。

この法律の2つの柱は、①犯罪事実確認と②性暴力を防ぐための日頃の取り組みです。

①は「日本版DBS」とも呼ばれ、過去に性犯罪歴のある人を、こどもに接する業務に就くことができなくする仕組みです。これまでに日本ではある学校で性犯罪をした教員が姓を変えて、別の学校で働くことができていました。法律によって「再犯者を入口で防ぐ」ことが可能になります。

②性暴力を防ぐための日頃の取組みも重要です。①だけでは「初犯」を防ぐことはできません。こどもと大人の関係に「支配性」「継続性」「閉鎖性」のある状況では、大人のこどもに対する「不適切な行為」が生まれやすく、不適切な行為は性暴力と地続きだと言われています。

こどもとSNSで私的なやり取りを行う、私物のスマートフォンでこどもを撮影する、放課後や休日にこどもと私的に会うなどは「犯罪」ではありませんが、不適切な行為です。性暴力を防ぐための研修や相談窓口の設置、何か異変を把握したら、しっかりと調査し、こどもの保護や支援を行うことも法律で定められています。

「報道にあるような大人や指導者はほんの一握り、私の周りにはそんな人はいない」と思われる人もいるかもしれませんが、実は、こどもたちを取り巻く環境には、大人の不適切な行為や支配が日常的に存在しています。例えば、教育現場や部活動、習い事で「大人の言うことを聞いてレギュラーになりたい」「指導者に褒められたい」こどもたち、「こどもが我慢強く

なった。厳しくしてもらった方が社会に通用する」と全面的に信頼を寄せている親たち。私が担当した裁判では「先生、先生」と呼ばれる中で、支配欲が強くなっていった…と証言した加害者がいました。

大人だから、指導者だからという立場だけで、何でもこどもが言うことを聞く関係性こそ問題です。知らない間に支配される関係ができてしまい、不必要に接触されても、おかしいと思えない、嫌だという声もあげられない…。その延長上で被害にあうこどもたちもいるのです。

被害者支援をしているある女性は「こどもたちが『NO』とさえない環境はストレスが蔓延し、加害者を生み出す」「イヤなことをイヤと思えなくなった、言っているといけないと思ったこどもたちが被害者になる」と指摘しています。こども性暴力防止法の意義を広めていくことによって、性暴力をなくしていくしたいと思います。それと同時にこどもたちを追い詰めている空気、息の詰まるような環境を少しでも変えていきたいと思っています。



<こども性暴力防止法 事業者マーク>

法テラスの犯罪被害者等 法律援助制度が始まりました

弁護士 溝口 史子



1 新制度が始まりました

令和8年1月13日から、法テラスによる犯罪被害者等法律援助制度(新制度)が始まりました。

これまで、犯罪被害者の方が弁護士から援助を受ける方法はいくつかありましたが、刑事裁判に参加する場合には国選被害者参加制度、その他の刑事手続・行政手続(被害届提出、告訴・告発、法廷傍聴付添、報道機関対応、犯罪被害者等給付金申請等)を行う場合には日弁連委託犯罪被害者法律援助制度、加害者に対して損害賠償を行う場合には民事法律扶助制度を利用する必要があり、それぞれ利用要件や援助の内容が異なり、複雑でした。

今回始まる新制度は、これらの手続について、まとめて継続的な援助を受けることができる点で、犯罪被害者の方にとって使いやすい制度となっています。

2 新制度の利用要件

新制度の利用要件は以下のとおりです。

【対象となる被害者】犯罪の被害者に遭われた方、そのご家族(配偶者、直系親族、兄弟姉妹)の方

【対象となる被害内容】故意の犯罪により人を死亡させた罪(殺人、傷害致死、強盗殺人、危険運転致死。未遂含む)の被害者等、刑法における性犯罪等(不同意性交等、監護者わいせつ。未遂含む)の被害者等、故意の犯罪行為により人を負傷させた罪(傷害、強盗致傷、危険運転致傷等)により3ヶ月以上の治療期間を要する傷害または一定の後遺障害を負った被害者等

【資力要件】利用者と配偶者の現金・預金等(不動産、保険等を含まない)の資産合計が300万円以下であること。

3 新制度の内容

新制度では法律相談援助、代理援助を利用できます。

(1) 法律相談援助は、犯罪被害者の方が同じ事件について3回まで、弁護士に無料(法テラスの負担)で法律相談できる制度です。外出が難しい場合には、電話相談・出張相談を利用することもできます。

(2) 代理援助は、犯罪被害者の方が刑事手続への適切な関与や、損害や苦痛の回復・軽減を図るための手続を弁護士に依頼する際に、法テラスが費用を包括的・継続的に援助する制度です。

対象となる手続は、刑事手続、民事手続、行政手続の全般で、弁護士にこれらをまとめて依頼することができま

す。

代理援助制度を利用する場合、原則として、利用者に費用負担は発生しません。もともと、民事手続で現実に入手した金銭(弁償金等)が発生した場合には、この金銭に対する成果報酬は利用者負担となります。成果報酬の目安は、入手した金銭が3000万円まで

の場合は10%、3000万円を超える場合は6%です(いずれも税別)。なお、加害者に対する損害賠償請求が裁判等で認められたものの、加害者の服役等によりすぐに支払を受けることができない場合には、この限りではありません。

4 ご相談ください!

このように、新制度は、犯罪被害者の方が、犯罪被害に関する全ての法的手続について、原則として費用の負担なく、弁護士にまとめて依頼することができるようになりました。

また、新制度の利用対象外の犯罪被害者の方であっても、これまでどおり、国選被害者参加制度、日弁連委託犯罪被害者法律援助志度、民事法律扶助制度を利用することができま

す。

当事務所には犯罪被害者援助制度に精通している弁護士が多数所属しています。万一犯罪被害に遭われた場合、これらの援助制度を利用し、お力になることができますので、ご遠慮無くご相談ください。

今年取り組んでいること

弁護士 平山 博久



1 この記事

を書いている時は、NBAプレイオフ・バレーボール・ネーションズリーグ・サッカーワールドカップと、テレビで応援することが続いており、寝不足の日々を過ごしています。



特に、ワールドカップについては、あるソーシャルゲームの影響で、小中高生の若い世代が過去の選手から現在の選手までとても詳しく、子ども達はゲームで知った選手が実際にプレーしている姿を見て感動しているようです。この便りが発行される頃には決勝も終わっているでしょうから、日本のグループステージ突破、さらにその先どこまで行くかを楽しみにしながらこの文章を書いています。今回は、今年を取り組みについて書いてみようと思います。

2 体力をつける

(1) 最近、色々な事件処理をする中で、県内外を含めて、現地に行くことが多くなってきました。

事故現場に行つて現場の状況を確認する、管財事件の現場に行つて動産・不動産の確認や荷物の運び出しを行う、建物の現況を確認する、訴状を送達できないケースの居所調査を行う、後見をしているご本人の施設訪問等、様々な要件で現地に行くことが多くなっています。

また、単に現地に行くだけではなく、実況見分のようなことをしたり、自分で大きな荷物の運び出しをしたり、片づけをすることも多くあります。

そのようなこともあって、最近、弁護士の仕事は、机に向かつて仕事をするだけでなく、体力勝負の部分も多いと感じています。

(2) 今年3月に、中学生とバス

ケットボールをする機会があり、高校の体育の授業以来、オールコートで走ったり、跳んだり、ドリブル・パス・シュートをしました。もちろん開始数分で息が上がりましたが、体力の衰えを痛感しました。そこで、最近は、持久力をつけようと思って、自宅付近を走ったり、エレベーターを利用せずに階段を使うよう心がけています。



3 知識や技術をつける

仕事上の知識を日々アップデートすることはもちろんですが、それ以外の知識をつけたいと思つて、日々、意識的に取り組んでいます。少年漫画を読んだり、アニメを見たりするほか、好きなお酒の製造工程、車や自転車が動く仕組み、雷や雪が生じる仕組み等、日常生活を送っていてふと気になったことを幅広く調べるようになりました。

元々、やったことがないことに取り組むことを好む性格なので、

最近では、ゲームのコントローラーの分解清掃や接点不良の修理もできるようになりました。

弁護士の仕事をしていると様々な年齢の方と関わることが多く、その方々と会話をする上で、無駄な知識はないと思つて色々な情報に触れるよう心がけています。

4 10年ビジョンを持つ

中小企業振興機関の法律相談を担当している関係で、地元の中小企業の方からお話を伺う機会が多く、多くの経営者の方は、経営理念、10年ビジョン、中期目標・方針、アクションプランを考えて、取り組んでいると感じています。

経営指針に基づかない会社経営は羅針盤がない航海と同じであるという言葉をよく耳にします。また、会社経営に限らず、日常生活の色々な行動は何かしら将来のビジョンに結び付いていると思います。その点を意識して、今、何をすべきかを考えて行動するよう心がけています。

黒崎スイッチ

弁護士 三苫 和喜



わたしが初めて黒崎を訪れたのは、2017年の12月に、黒崎合同法律事務所に事務所訪問に来た時でした。それまで、「八幡」という地名に印象はありましたが、「黒崎」という地名に印象は全くありませんでした。はじめて黒崎に来た時の印

象は、「おお、工業の街だ。煙突がいっぱいある。」でした。アーケードは大きいですが、あまりにぎわってはいえず、「初売りの時はアーケードの中は人がいっぱい歩いて歩けない時代があったんだ」と言われても、正直信じられないという思いがぬぐ

えませんでした。

ところが、黒崎の街に人があふれ、アーケードどころかふれあい通りも歩けない、ということが昨年ありました。2025年9月5日から、2025年10月19日まで行われた「黒崎スイッチ」というイベントです。

ホームページによれば、毎週様々なコンテンツを提供し、「感動のスイッチを入れる」というものでした。黒崎駅ペDESTリアンデッキ、ふれあい通り、曲里の松並木公園、商店街の各通りなどでいろいろなイベントが行われました。餃子フェス、アジアフードフェス、ビアフェスなど、お酒好きな私の心をくすぐるイベントも多く、ペDESTリアンデッキではイルミネーションもあり楽しませてくれました。

メインのイベントは、10月19日に行われた「東京デイズニールゾートスペシャルパレード」でした。ちょうど事務所の前を起点に、ふれあい通りから御手洗公園前までミッキーマチが踊りながらパレードをするとイベントです。パレード開始の数時間前から黒崎の街に人があふれ、事務所に向かうのも一苦労、という状況でした。数十分のパレードでしたが、報道によると10万人が観覧に

来たとのことでした。お昼時には飲食店はどこもかしこも行列ができており、デイズニールの人気を再認識しました。

そんなこんなで、すごい人が集まっていたイベントだったな、でももう終わらさうな、と思っていたところ、今年も黒崎スイッチを行う、とのプレスリリースがされました。詳細はまだよくわかりませんが、今年は「松平健さんと一緒に、マツケンサンバを踊りながらパレード」だそうです。今年は、若い人からお年寄りまで楽しめるイベントになりそうです。少しでも黒崎の街がにぎやかになるといいなあ。



よろしくお願ひします。

弁護士 川寄 智紀



はじめまして。今年の春に入所しました、川寄智紀と申します。第78期司法修習生としての修習を終えて弁護士登録をした新人弁護士です。どうぞよろしくお願ひいたします。本来であれば自己紹介をしていく流れかもしれませんが、そこはぜひホームページをご覧いただければと思います。

した。これを読んでいる皆さんの中には、あまり詳しく知らないという方も少なくないのではないのでしょうか。折角ですので、この場をお借りして長野県のことをご紹介していきたいと思っています。

さて、私は1年前の今頃、司法修習で長野県に住んでいました。弁護士になるには、基本的に司法修習とって実務の基礎や法曹三者の仕事を受ければなりません。その研修には、埼玉県の和光市にある司法研修所という場所で学ぶ期間と、全国各地の裁判所や検察庁、弁護士事務所等で学ぶ期間があり、後者では約9か月間、配属された都道府県で生活することになります。

長野県は、全国の都道府県の中で4位の面積を誇り、善光寺や松本城、上田城、諏訪湖に上高地といった観光地が充実しています。メディアでは白馬や軽井沢などリゾート地が取り上げられることも多いですが、自然豊かなのはもちろんのこと、古くからの建造物も多く所在し、歴史的にも文化的にも魅力ある場所です。

長野県と聞いて、皆さんはどんな印象を持たれるでしょうか？

また、グルメとしては、信州そば、ローメン、山賊焼き（鶏肉を揚げたもの）、馬刺し、おやきなどバラエティに富んでいます。私が裁判所に通っていた際、近くには蕎麦屋やおやき屋が点在しており、何回も足を運んでいました。

私は、長野に配属されると聞いたとき、長野のイメージは雪がたくさん降る蕎麦が有名な県という程度で

ここで、私が行った長野県内の観光地のひとつである、国立天文台野辺山についてお話ししたいと思いま

す。これは、宇宙からの電波を観測・研究する施設で、長野県東部に位置し、野辺山高原の標高1350メートルの場所にあります。

野辺山天文台の最寄り駅は、野辺山駅です。長野駅から野辺山天文台に公共交通機関で移動する際、普通列車の場合は大きく分けて2つのルートがあります。一つ目は、長野駅からしなの鉄道（第三セクター）とJRを乗り継ぎ、右回りで移動するルートです。二つ目は、JRのみですが山梨県内の駅で乗り換えが必要になる、左回りで移動するルートです。片道の所要時間は、一つ目のルートだと3時間少々、二つ目のルートだと多くの場合3時間半以上です。どちらも長い時間がかかるのですが、せっかくの機会ですので山梨県で乗り換えをするルートを選びました（なお、この乗換駅は小淵沢駅というのですが、ここには駅そば屋さんがあり、そこを訪ねてみたいという気持ちもありました）。

野辺山駅に向かう道中では、夜景が有名な姨捨という地域の風景を眺めたり、美味しい駅そばを食べたりして過ごしていました。ちなみに、野辺山天文台が標高の高い場所にあるのと同様、最寄り駅の野辺山駅も標高が高く、JRで最も標高の高い

駅だといわれています。また、野辺山駅に向かう車窓からは、JR鉄道最高地点の標を見ることが出来ます。

野辺山駅からバスに乗って野辺山天文台に移動し、中に入ると、皆さんの電波観測機械がそびえ立っていました。比較的小さなものから、人の背丈を遥かに超えるものまであり、一番奥には45m電波望遠鏡が堂々とした雰囲気です。周囲の壮大な山々やきれいな青空も眺めることができ、遠くの宇宙を想像しながら楽しい時間を過ごしました。敷地内には展示棟もあり、天文台や電波観測について学ぶこともできます。

長野県は、福岡県とは地理的にも文化的にも異なる点が多くありますので、これからご紹介していきたいと思っています。





弁護士 田邊 匡彦

一口法律相談

再転相続について

「1年前に母が亡くなり、私たち兄弟3人が、相続人となったため、母名義の預金を下ろして3人で分けました。ところが、その後、2年前に亡くなっている祖母(母の母)の債権者だという消費者金融業者から請求書が送付されてきました。私は祖母の相続人であつた母の相続人として支払わないといけなのではないでしょうか？」



2 本件の場合祖母の母への相続が1次相続、母の相続が2次相続となります。
判例(最高裁昭和63年6月21日判決)上、916条の対象となる1次相続は母自身の

1 民法の規定
915条で相続を承認するか放棄するかは「相続開始があつたことを知った時から3か月」以内に手続きをしない場合は承認したとされています。この期間を「熟慮期間」といいます。
916条(再転相続)では、

「相続人が相続の承認または放棄をしないで死亡した時は・・・その相続人が自己の為に相続の開始があつたことを知った時」から熟慮期間が進行するとされています。

相続である2次相続とは別に独自に相続放棄ができる場合があります。つまり、2次相続を承認していても、1次相続分のみを相続放棄することができるとされています。したがって、本件のように母親の預金を相続人として分けてしまつており、単純承認として母親の相続放棄はできない場合でも、1次相続である祖母の相続に関しては、相続放棄をすることが可能な場合があることになります。

3 本件の場合、1次相続(祖母の相続)の放棄ができるか？
母が祖母の相続の熟慮期間内に死亡したときに916条が適用されますが、母が死んだのは祖母の死亡の1年後です。すなわち形式的には熟慮期間の3か月を過ぎています。しかし、母が祖母の死亡を知らなかったときは勿論、祖母に財産も負債もないと考えて相続放棄をしていなかった場合や祖母の債権者から請求書の送

付があつても3か月以内に母が死亡した場合には、祖母の相続人として相続放棄をすることが出来ます。
この場合の熟慮期間の開始時期は、判例(令和1年8月9日付最高裁判決)上、「承認または放棄をしなかった相続の相続人の地位を自分が承継したことを知った時から進行する」とされていますので、祖母に負債があると知った時から3か月以内であれば、相続放棄をすることが出来ます。

4 まとめ
本件の対応としては、第1に母親が熟慮期間内に死亡したか否かをまず確認すること、第2に熟慮期間を経過した後死亡したことが確認できないときは、祖母の相続について相続放棄をしてみること、第3に祖母の債権者から通知を受けて3か月以内に相続放棄の申立てることということになります。

営業時間

相談は事前予約をおねがいします

月曜日～金曜日 午前10時00分～午後5時30分

土曜日 午前9時30分～午後11時00分

※ 火曜日のみ午後7時30分まで ※ 最終土曜日は休業



相談予約受付時間

平日(土・日・祝日を除く)午前9時から午後6時までにお電話下さい。

法律相談(初回30分)を無料にしました

☎ 093-642-2868

受付はWEBでもできます

<https://kurosakigoudo.jp/>